

【新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変】

令和2年度 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付奨学金）について

1. 申請書類について

学生の大学構内への立ち入りについては、5月31日まで原則禁止のため、郵送にて受付します。給付奨学金案内（家計急変）をよく確認し申請をしてください。

◆**提出日：6月19日（金）必着**

◆**送付先：〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138**
大阪市立大学 学生課 宛

◆**提出書類**

①チェックリスト

②給付奨学金確認書（原本）（P14には含まれてます）

③給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）（原本）（P14には含まれてます）

④授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

⑤学修計画書（1年生全員・2年生以上は該当者のみ）

該当するかどうかは本学HP下記ページにて学業成績基準を確認してください。

ホーム » 教育・学生生活 » 経済支援制度 » 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付奨学金）

⑥課税証明書（コピー可）

⑦家計急変事由に関する証明書類として、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象とした国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書（コピー可）※別紙1参照

⑧家計急変後の年間見込収入に基づく「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）での結果表示画面を印刷したもの（シミュレーションの結果、対象外となる場合には、支援を受けることはできません。また、審査の結果は、提出いただいたシミュレーションの結果と異なる場合があります。）

※入学後に家計が急変した場合は「進学資金シミュレーター」を入力した際の、減収後の給与明細等（1ヶ月分）を併せて提出してください。

★進学資金シミュレーター <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

＜証明書類の弾力的な取扱いとして新たに認めるもの＞

収入は減少しているが、前記⑦の要件を満たす公的証明書が用意できない場合は、以下の2つを提出することによって新たに代替として認めるものとします。

①「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした 家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」※別紙2参照

②家計急変事由が生じた方の減収前の給与明細等1ヶ月分及び減収後の給与明細等1ヶ月分（計2ヶ月分）

※裏につづく

＜下記は該当者のみ提出＞

⑨在留資格及び在留期間が明記されている証明書

⑩施設証明書・児童（里親）委託証明書・措置解除決定通知書等

※スカラネット入力下書き用紙の提出は不要です。

2. インターネットでの入力（「スカラネット」）用パスワードの交付

◆交付：順次 OCU メールに連絡

インターネット（WEB サイト：スカラネット）に入力する用の
「識別番号（ID・パスワード）」を OCU メールに連絡します。

3. インターネットでの情報入力（「スカラネット」）

◆入力期限：6月26日（金）

「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容をスカラネットから入力してください。
「マイナンバー提出書」に記載されている ID・パスワードも必要です。

4. マイナンバーの提出

◆提出期限：6月30日（火）日本学生支援機構 必着

- ・必要事項を記入した「マイナンバー提出書」を所定の封筒を利用し、
日本学生支援機構に簡易書留で郵送してください。
- ・必ずスカラネットの入力完了後に郵送してください。

◎採用後スケジュール

振込があった採用者には、OCU UNIPA・OCU メールで今後の手続きについてお知らせします。

■重要!!■

申請書類に不備があった場合やお知らせ等は、OCU UNIPA、OCU メールで連絡をします。必ず毎日確認をしてください。

※OCUメールの設定については、新入生は別途郵送されている「入学時の手続に関する説明書類」を確認してください。

【問い合わせ】

学生課（学生サポートセンター1 階）

kikou@ado.osaka-cu.ac.jp

≪窓口時間：平日 9：00～17：00≫